

# 夏の定期貯金 キャンペーン

期間: 2026.5.1(金) ~ 7.31(金)

特別金利

# 年 1.00%

契約期間1年  
(税引後年0.796%)



ご利用  
いただける方

当JAの組合員個人限定  
(新規加入・同居家族含む)

組合員新規加入

地区内在住(取手市・守谷市・つくばみらい市)の方は  
1口1,000円からの出資により加入申込いただけます

商品の種類

スーパー定期貯金  
大口定期貯金

預入金額

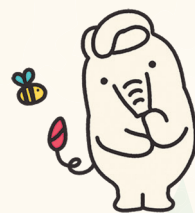
**10万円以上**(大口定期貯金は1,000万円以上)

取扱媒体

総合口座通帳または証書式(定期貯金通帳は既取引ある場合のみ可)

注意  
事項

- ※金利上乗せ対象は新規お預かりの貯金に限ります。なお、当JA貯金のお書替やATMでの契約は対象外となります。
- ※適用されます金利は税引前であり、お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- ※金利上乗せ期間は初回満期日までとし、自動継続後の金利は継続時の店頭金利を適用します。
- ※満期日前に解約する場合は、中途解約利率により計算した利息をお支払いいたします。
- ※募集金額が20億円に達した場合、その時点で募集終了とさせていただきます。



©よりぞう

【お問い合わせ店舗】商品内容や組合員加入についての詳細はお近くのJA窓口までお問い合わせ下さい。

# 商品概要説明書

特別金利定期貯金 【JA 茨城みなみ 夏の定期貯金キャンペーン】

(2026年5月1日現在)

商品名	JA 茨城みなみ 夏の定期貯金キャンペーン
ご利用いただける方	個人の組合員（新規組合員加入、組合員の同居家族を含みます）
対象定期貯金	スーパー定期貯金（単利型）、大口定期貯金
取扱期間	2026年5月1日（金）～ 2026年7月31日（金）
募集金額	20億円
期間	1年（単利） 自動継続（元金継続または元利金継続）
預入方法	一括預入
媒体要件	総合口座セットまたは証書式 ※定期貯金通帳は既取引がある場合のみ可とし、新規取引での発行は行いません。
預入金額	10万円以上（大口定期貯金は1,000万円以上） ※キャンペーン金利適用対象は新規お預かりの貯金に限ります。
預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
適用金利	1年もの 年1.00%（税引後 年0.796%） ※特別金利は初回満期日までの適用となります。満期日に当初預入時と同じ期間で自動継続し、その時点での店頭表示金利が適用されます。
利払頻度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算
税金	20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税
金利情報の入手方法	金利は店頭のポスター等に表示しています。
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取り扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）より計算した利息とともに払い戻します。  ●スーパー定期貯金  (1) 約定した預入期間が1年の場合  ① 6ヵ月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%  ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。  ●大口定期貯金  解約日における普通貯金の利率

貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店・金融部(電話：0297-63-2209)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店・金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増額書替や普通貯金からの振替は対象外となります。なお、令和8年2月以降に振込等があったもの（共済満期金等）については対象となります。</li> <li>・ATMでの取り扱いは対象外となります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA茨城みなみ